

大阪市ヘイトスピーチ審査会答申の概要

インターネット上の投稿サイトを利用して行われるヘイトスピーチを行ったものの氏名又は名称を当該投稿サイトの運営者から取得するために大阪市としてとりうる方策についての答申（平成30年1月）

1 大阪市長からの諮問の概要

インターネット上の投稿サイトを利用して行われるヘイトスピーチ（以下「サイト投稿によるヘイトスピーチ」という。）について、その表現活動者の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）を当該投稿サイトの運営者から取得するためにとりうる方策について

2 本件条例第5条第1項の公表を目的とした取得について

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「本件条例」という。）第5条第1項の公表を目的として、投稿サイトの運営者等（以下「プロバイダ等」という。）から、インターネットによる不特定多数の者に対する通信における表現活動者の氏名等の情報を取得することは、電気通信事業法及びプロバイダ責任制限法に違反する。

〈理由〉

- ・ 本件条例第5条第1項の公表の目的は、ヘイトスピーチによる人権侵害についての市民の関心と理解を深めることであり（情報提供目的）、表現活動者への制裁ではないことから、ヘイトスピーチに該当する表現活動についての大阪市としての認識、表現の内容の公表によりその目的は一定程度達成されると考えられる。
- ・ 一方で、表現活動者の氏名等は通信の秘密やプライバシーの保護、匿名による表現の自由の観点から憲法及び関係法令に保護されており、その保護を制約するだけの公益上の必要性は認められない。

3 条例第5条第1項の公表を目的としない取得について

(1) ヘイトスピーチの禁止と制裁を目的とする取得

一般論としてヘイトスピーチを違法行為として禁止し、違反者への制裁措置として罰則を設け、その適用のために必要となる氏名等の情報を取得することは考えられるが、ヘイトスピーチを禁止するかどうかはその実態や国の動向等を踏まえた上で、表現の自由との関係を十分考慮して慎重に検討する必要があるので、本答申では踏み込まない。

(2) ヘイトスピーチによる被害者の支援を目的とする取得

サイト投稿に係るヘイトスピーチによる被害者の権利回復のための行動を支援することを目的として、表現活動者の特定のために必要な情報をプロバイダ等から任意で提供させることは、憲法や電気通信事業法に抵触せず可能であり、当該支援（以下「本件支援」という。）については、被害者が権利救済を得るまでに多大な負担を強いられ権利回復を断念することになる可能性があるという実態が指摘されていることから、相当程度の高い公益上の必要性が認められる。

本件支援は、大阪市がプロバイダ等から表現活動者の情報を取得しサイト投稿に係るヘイトスピーチによる被害者に提供するものであり、プロバイダ責任制限法と同様、権利侵害の明白性及び表現活動者の情報を取得する正当な理由の存在が要件となる。また、本件支援にあたっては、支援の要件である権利侵害の明白性などについて、専門的・客観的な観点から慎重に判断することが必要となるので、学識者で構成される機関の意見を聴いたうえで行うこととすべきである。

4 本件支援の課題・問題点について

本件支援については、次のとおり多くの課題・問題点がある。

(1) プロバイダ等による情報の廃棄

本件支援は、本件条例に規定するヘイトスピーチに該当することが前提となっており、ヘイトスピーチ該当性の判断には相当程度の期間を要する。一方で、インターネット上の投稿サイトに投稿した発信者の情報の保有期間は一般に3月ないし1年といわれており、大阪市が本件支援としてプロバイダ等に情報提供を要請した時点ですでに情報が廃棄されている可能性が高いと考えられ、本件支援の実現性に大いに疑問があると考えられる。

(2) プロバイダ等の情報提供の任意性

プロバイダ等に情報提供を義務付けることは電気通信事業法に抵触するため、情報提供するか否かはプロバイダ等の判断に委ねられることとなる。そのため、結果として、大阪市が支援の必要性を認める場合であっても、プロバイダ等から情報の提供を受けることができず、支援ができないこともありうる。

(3) 運営にあたっての事務、コスト等の増

ヘイトスピーチの中には、特定の個人や団体ではなく集団を対象として行われるものもあり、支援の要件である権利侵害性が認められず支援が行われないことも生じると考えられる。

本件支援にあたっては、学識者で構成される機関の整備などに相当の事

務やコストが生じることが想定され、多大なコストをかけている一方で支援につながらない事態を招き、結果として市民の信頼を裏切るといったことも懸念される。

5 大阪市としてとるべき方策について

本件支援については、実効性が必ずしも期待できない一方で、運営にあたっては相当の事務やコストが増えることになり現実的とはいえないことから、その実施については慎重に判断する必要があると考えられる。

電気通信事業法をはじめとする現行法の下では、サイト投稿によるヘイトスピーチに対処する一地方公共団体としての実効性のある取組としては現在の本件条例に基づく取組が限界であり、更なる取組については国法レベルでの対応が必要である。

今後、大阪市としてとるべき方策としては、本答申において提示した課題・問題点を踏まえ、国において以下のような点についての対応を求めていくといったことが考えられる。

(1) 表現活動者を特定する上での被害者の負担軽減

ア ヘイトスピーチ解消法に基づく地方公共団体の施策の推進の支援

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第4条で国は地方公共団体の施策を支援する旨が規定されていることを踏まえ、地方公共団体が、サイト投稿に係るヘイトスピーチによる被害者が発信者を特定する上での負担を軽減する目的で、プロバイダ等から必要な情報の提供を受けて被害者に提供する施策を実施する場合に、プロバイダ等から当該情報が提供されることになるよう、次のいずれかの措置を講じる。

(ア) 電気通信事業法を改正し、地方公共団体が、プロバイダ責任制限法第4条第1項各号に掲げる要件を当該被害者が具備していることを認定するための法律又は法律による委任を受けた条例所定の適正な手続を履践した上で、必要な情報の提供を求める場合には、当該プロバイダ等が当該情報を提供することについての特例を設ける。

(イ) プロバイダ責任制限法を改正し、プロバイダ責任制限法第4条第1項各号に掲げる要件を当該被害者が具備していることを認定するための法律又は法律による委任を受けた条例所定の適正な手続を履践した上で、必要な情報の提供を求める場合には、当該プロバイダ等に対して提供を義務付ける又は提供したことについての責任を免除する。

イ プロバイダ責任制限法第4条の規定による発信者情報の開示請求に係る裁判の申立てにおける被害者の負担軽減等

サイト投稿に係るヘイトスピーチによる被害者が、プロバイダ責任制限法第4条の規定による発信者情報の開示請求に係る裁判の申立てを行う場合には、被害者の負担を軽減するため、被害者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所に追加するとともに、プロバイダ等により発信者情報が廃棄されることを防止するため、被害者から裁判の申立てがあった場合にプロバイダ等に発信者情報に係る通信記録の保存を義務付ける。

(2) インターネット上の投稿サイトを利用して行われる不当な表現活動への対応について

インターネット上の投稿サイトを利用して行われる表現活動については、特定の個人や団体の具体的な権利侵害に至らないが、ヘイトスピーチなど一定の属性を有する個人の尊厳を害し差別的意識を助長し又は誘発するおそれがあるものも存在することに鑑み、こうした表現活動について国レベルで、表現の自由に十分配慮しながら、その対応策について検討を進める。